

(別紙)

## 厚生労働省の業務改善事例

(平成22年9月第4週までの報告分)

### ○改善事例1

労働基準監督署内の課名の分かりやすい名称への変更

#### 【改善点】

労働基準監督署内の課名は、これまで「第1課」「第2課」等となっており、利用者の皆様から、問い合わせ先が分かりにくいといった御意見がありました。

このような御意見を踏まえ、10月1日から、労働基準監督署内の課名を業務内容に沿った名称に変更することとしました。

変更後の名称は、以下のとおりとなります。

#### ●3課体制の場合

(現行) (変更後)

第1課 → 監督課 (監督及び庶務業務担当)

第2課 → 安全衛生課 (安全衛生業務担当)

第3課 → 労災課 (労災業務担当)

#### ●2課体制の場合 (※)

(現行) (変更後)

第1課 → 監督課 (監督及び庶務業務担当)

第2課 → 労災・安衛課 (労災及び安全衛生業務担当)

※ 労働基準監督署によっては、第1課が安全衛生業務を担当している場合があります。

(照会先)

労働基準局総務課総務係 (内線 5413)

## ○改善事例 2

国民健康保険の一部負担金減免基準及び医療機関等の未収金の保険者徴収の実施基準の改正

### 【概要】

- 市町村国保が条例により一部負担金を減免する場合の望ましい基準について、収入基準の明確化等を行いました。

#### 〔一部負担金の減免基準〕

災害、失業等により生活が困難になった場合であって、次のいずれにも該当する世帯

- ・入院療養を受ける被保険者がいる世帯
- ・世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護基準以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3月以下である世帯

- また、医療機関の一部負担金の未収金を保険者が代わって徴収する制度について、
  - ・医療機関において電話催促、内容証明郵便による督促、自宅訪問等を実施していること
  - ・処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるものであること等の実施の前提条件を明確化しました。

(9月13日実施)

(照会先)

保険局国民健康保険課企画法令係 (内線 3258)

## ○今週の現場訪問・意見交換 1

### 東京消防庁指令室への現場訪問

#### 【概要】

救急医療体制及び周産期医療体制の整備の検討の参考とするため、周産期の搬送コーディネーター等が配置されている東京消防庁指令室（東京都千代田区）を訪問し、搬送調整の現況等について意見交換を行いました。

意見交換では、次のような御意見をいただきました。

- ・ 周産期の搬送コーディネーターは、新生児集中治療室（NICU）等の勤務経験のある助産師又は看護師が従事しており、搬送予定先の医師の問い合わせにも適確に対応していること。
- ・ 平成 21 年において、#7119（東京消防庁救急相談センター）が対応した電話のうち、医療機関案内が約 80%を占めており、救急相談は約 17%（うち約 40%が小児救急相談）であったこと。

（照会先）

医政局指導課救急・周産期医療等対策室

小児・周産期医療係（内線 2548）

**○今週の現場訪問・意見交換 2**  
年金実務に関する実地研修の実施

**【概要】**

年金局においては、年金実務に関する本省職員の理解を深め、今後の施策の企画立案の参考とするため、若手職員を対象に、年金事務所等における実地研修を進めています。

9月9日には、大宮年金事務所及び埼玉事務センターにおいて、職員4名を対象に、年金相談、適用や保険料に関する相談指導等の研修を行いました。

また、9月9日～10日には、企業年金連合会において、他の職員4名を対象に、企業年金の現場の実務等に関する知識を身に付けるための研修を行いました。

(照会先)

年金局総務課庶務係 (内線 3314)

年金局企業年金国民年金基金課庶務係 (内線 3323)

(注) この資料は、厚生労働省内の各部局において実施した業務改善事例や実態把握のための取組の中から、主なものを抜粋し、取りまとめたものです。